

重要事項説明書

一般社団法人樹福社会 リトルチェリー保育園 入園前説明書

1. 事業所の名称等

(1) 施設の概要

- ① 施設の種類 浦添市小規模保育事業所 A型
- ② 名称 一般社団法人樹福社会 リトルチェリー保育園
- ③ 所在地 浦添市港川2丁目5番2号 2階 (令和4年4月1日より移転)
- ④ 定員 19人
- ⑤ 施設長 名渡山 逸子
- ⑥ 建物の構造 鉄筋コンクリート造3階建(2階部分)
- ⑦ 保育室等 : 乳児室(30.87㎡)、うちほふく室(8.37㎡)、保育室1(29.48㎡)、保育室2(23.95㎡)、調理室(11.16㎡)、事務室(21.94㎡)、園児用トイレシャワー室(10.21㎡)、職員室(10.48㎡)
- ⑧ 屋外遊戯場 有 (ウッドデッキ 28.89㎡)
- ⑨ 認可日(保育事業開始日) 平成30年4月1日認可(平成30年4月1日開業)
- ⑩ 移転日: 令和4年4月1日

(2) 設置者

- ① 設置者 一般社団法人 樹福社会
- ② 住所 〒901-2134 浦添市港川2丁目5番2号 2階
- ③ TEL / FAX 098-975-7706

2. 施設の目的及び運営方針

- (1) 当園は保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当園は法令等を順守し事業を実施するものとします。
- (3) 当園は保育所保育指針に準じ小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

| | |
|--------|--|
| 保育理念 | 子ども一人ひとりの幸せを願って、愛情と信頼感を培い様々な体験を通して豊かな感性を育む |
| 保育方針 | 乳幼児期は、人間形成の基礎を築く最も大事な時期ですので、温かいふれあいの中で豊かな人間性を育てる |
| 保育目標 | ●心身ともに調和のとれた子 ●元気よくあいさつできる子 ●やさしいおもいやりのある子 |
| 家庭との連携 | 連絡帳(ハイチーズノート)は、食事、睡眠などの一日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をするためのものです。夜間や休日の状態を知ることで、日中のお子さんの欲求をより確かにつかむ事ができます。休日の記載はなくてもかまいませんが、便がゆるい、睡眠不足など特別な状況の場合は、その旨お伝えください。 『0~1歳児』 1日の生活時間を把握するために、ご家族と保育園でのその日の健康状態、睡眠、食事、排泄などを記入し合い、子どもが24時間切れ目のない生活を送る為に使用します。 『2歳児』 0~1歳児に比べて、連絡項目は簡略し保育上どうしても必要な項目だけを記入します。 |

3. 当園の認可定員

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 利用定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
| | 6人 | 6人 | 7人 | 19人 |

4. 開園日・閉園時間・保育提供時間及び休園日

| | | |
|------------|---|--|
| 保育時間 | 標準時間保育 | 7時15分～18時15分(11時間) |
| | 短時間保育 | 8時15分～16時15分(8時間) 9時15分～17時15分(8時間) |
| 短時間保育の延長保育 | 利用可能時間 | 夕：16時15分～19時15分 |
| | 利用料金 | 1時間延長 250円/日毎 契約2,500円/月毎契約 2時間延長 500円/日毎 契約3,500円/月毎契約 3時間延長 750円/日毎 契約5,000円/月毎契約 ※18時15分を超えて利用する場合は、軽食付きで金額が上がります。 |
| | 土曜日の利用 | 18時15分までとなります。 |
| 標準保育の延長保育 | 利用可能時間 | 夕：18時15分～19時15分 |
| | 利用料金 | 日々払い 300円(おにぎり等の軽食付き) 月額契約 3,000円 |
| | 土曜日の利用 | 土曜日の延長保育はありません。 |
| 休業日 | 日曜日・祝日・沖縄慰霊の日・年末年始(12月29日から1月3日) | |
| | お盆のウークイの日と、新年度準備の日は家庭保育の協力願を行っております。 | |
| | ※台風やその他の災害の発生等、非常時の場合には、災害の規模やバスの運行状況によって、休園または保育時間を短縮する場合があります。 | |
| 慣らし保育 | 入園後、児童が保育園になれるまでは、保育時間を短い時間に設定します。徐々に時間を延ばし通常の保育時間まで延ばしていきますのでご協力下さい。 | |

5. 土曜日の保育について

- ①土曜日の給食人数の確認のため、ハイチーズノートにてご連絡をお願いしています。
- ②提出先、提出締切日：各クラス 前月の20日

6. 職員体制について

| 職名 | 人数 | 職名 | 人数 |
|---------------------|----|-------------|----|
| 園長 | 1人 | 副園長 | 1人 |
| 保育士 | 7人 | 調理師 | 1人 |
| 保育士資格を有さない 保育従事者 | 0人 | その他(子育て支援員) | 1人 |

職員合計：11人

7. 利用料金等について

| | | |
|------------------|-------------------|------------|
| 月額保育料 | 浦添市が定める利用者負担（保育料） | |
| その他実費徴収 | | |
| 内容 | 費用 | 対象 |
| 連絡帳 | 0円 | ハイチーズ（ノート） |
| クレヨン | 825円 | 1～2歳児 |
| 粘土 | 344円 | 1～2歳児 |
| 粘土ケース | 315円 | 1～2歳児 |
| ハサミ | 506円 | 2歳児 |
| のり | 210円 | 1～2歳児 |
| 自由画帳 | 310円 | 1～2歳児 |
| 帽子 | 750円 | 1～2歳児 |
| 誕生カード | 240円 | 全園児 |
| 集合写真・記念品・フォトムービー | 2,000円 | 全園児 |

※年度によって、商品の料金に変更になる場合がございます。

・2歳児（5,550円） ・1歳児（4,994円） ・0歳児（2,240円）

※ 1歳児の時に購入したものを継続して使用できる場合は2歳児で購入しない場合があります。

（クレヨン、粘土、のり、自由画帳など）

8. 緊急時における対応方法

保育園における危機とは、火災、地震、自然災害、事故や事件、食中毒発症時など、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象としています。緊急時における対応方法は、すべての職員が施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は、全ての入所児童を保護者に確実に引き渡すまでの生命の保全を行います。

| | |
|----------|--|
| 防火管理者 | 副園長 砂川 直樹 |
| 避難訓練 | 毎月1回以上 消防総合訓練（年1回以上） |
| 避難場所 | 第一避難場所：港川中学校 |
| 防火設備 | 消火器、非常持出袋（非常食・飲料水・連絡先・おむつ等） |
| 緊急時の連絡手段 | 大規模災害時は電話が不通になります。災害伝言ダイヤル171等を活用してください。 |

9. 虐待防止のための措置に関する事項

当園は利用児童の人権擁護及び虐待防止のために努力いたします。実際に虐待等で子どもの人権が阻害された事実や、その恐れが予測される場合には他の機関と連携して必要な対応を行います。

10. 相談・要望・苦情窓口

| | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 相談・苦情受付担当者 | 副園長 砂川 直樹 | 相談・苦情解決責任者 | 園長 名渡山 逸子 |
|------------|-----------|------------|-----------|

11. 要望・苦情等への対応方法

苦情やクレームに対しては、運営に関わる一人ひとりが「施設・園運営をよくする為のアドバイ

スを頂いている」と謙虚に受け止め誠実に対応します。苦情を密室化せず、社会性や客観性を確認し一定のルールに沿った方法で解決を進める事により、円滑・円満の促進や適正の確保を図ります。

1.2. 個人情報の取り扱いについて

登園では、日頃の保育の様子や各種行事等で撮った子どもの写真を、ホームページや各種おたより等に掲載し、ご家族の皆さんに発信する取り組みがあります。

その他、個人情報保護法にかかる取り組みがいくつかありますので、同意できない内容がありましたら個別に対応させていただきますのでご相談下さい。

1.3. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、浦添市と協議のうえその取り扱いを決定するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満三歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4. 連携施設

当園では、以下の内容で連携施設を設定しています。

(2) 連携施設

| | |
|------|---|
| 施設名 | テクノ保育園 |
| 設置者 | 理事長 赤嶺 道子 |
| 場所 | 浦添市城間 1-12-12 |
| 電話番号 | 098-876-0693 |
| 施設長 | 赤嶺 道子 |
| 連携内容 | ① 保育内容の支援・・・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援。 ② 代替保育の提供・・・当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当園に代わって提供する支援。 ③ 卒園後の受皿・・・満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより当園における保育の提供を終了した後の継続的な受入。 |

1.5. 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

| | |
|-----------|---------------|
| 1. 小児科 | |
| ① 医療機関の名称 | まちなと小児クリニック |
| ② 所在地 | 浦添市牧港 2-46-12 |
| ③ 電話番号 | 098-942-1110 |
| 2. 歯科 | |
| ① 医療機関の名称 | とうま歯科 |
| ② 所在地 | 浦添市城間 4-40-5 |
| ③ 電話番号 | 098-876-1290 |

16. 健康診断

浦添市条例に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

17. 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

施設賠償責任 保険金額 身体 1 事故 300,000 千円 1 人 50,000 千円
生産物賠償責任 保険金額 身体 1 事故 300,000 千円 1 人 50,000 千円

18. 緊急時の対応

保育中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

19. 保育日課

| 時間 | 内容 | 子どもの活動 ☆ 配慮 |
|-------|---------------------|---|
| 07:15 | 順次登園 自由遊び | ☆視診 ☆触診 ☆検温 ☆自由遊び |
| 09:00 | お片付け | ☆道具の片づけ ☆水分補給 ☆排泄 ☆手洗い |
| 09:30 | 朝のお集まり | ☆出席確認 ☆歌（季節の歌、童謡）リズム |
| 10:00 | クラス別保育 自由活動 | ☆指導計画に沿ったクラス別の活動 ☆好きな遊びを楽しむ ☆水分補給 |
| 10:30 | 片づけ 食事の準備 | ☆排泄（おむつ交換） ☆手洗い ☆食事の準備 |
| 11:15 | 食事・片づけ・ 沐浴（0 歳児） | ☆食事の歌 ☆食事のあいさつ ☆食事の片づけ ☆排泄 ☆手洗い ☆シャワー ☆お着替え ☆絵本や紙芝居を見る |
| 12:00 | 午睡 | ☆視診 ☆触診 ☆検温 |
| 15:00 | おやつ | ☆排泄 ☆手洗い ☆おやつの準備 ☆おやつの歌 ☆あいさつ |
| 16:00 | 降園準備・自由 遊び・順次降園 | ☆視診 ☆触診 ☆お着替え ☆自由遊び ☆さよならのあいさつをする |
| 18:15 | 通常保育終了 | ☆園児降園 |
| 19:15 | 延長保育終了 | ☆全園児降園 |

20. 年間行事予定

| | |
|-----|------------------------------|
| 4月 | ・入園式 ・鯉のぼり掲揚式 ・お誕生会（お楽しみ会）毎月 |
| 5月 | ・母の日 |
| 6月 | ・内科・歯科検診 ・尿・蟻虫検査 ・交流保育（2歳児） |
| 7月 | ・水遊び ・七夕 ・個人面談 |
| 8月 | ・夏の遊び（水遊び） |
| 9月 | ・敬老の日 |
| 10月 | ・ハロウィンパーティー ・交流保育（2歳児） |
| 11月 | ・内科・歯科検診 ・尿・蟻虫検査 |
| 12月 | ・クリスマス会 ・交流保育（2歳児） |
| 1月 | ・お正月 |
| 2月 | ・節分 |
| 3月 | ・ひな祭り ・卒園式 |

21. 施設の利用に関する留意事項

(1) (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

(2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- ① **乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。**
- ② 乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ③ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

(3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して浦添市に通知致します。

(4) 朝の登園・帰りの降園について

- ① 朝は9:30までに登園させて下さい。（特別な事情で遅れる時でも事前にご連絡下さい）
- ② 必ず保護者（大人）の方と一緒に登園して下さい。
- ③ 夕方の帰宅時も同様に、必ず職員から子どもを引き受けお帰り下さい。
- ④ 健康状態その他変わったことがある場合は、受け入れ保育士に詳しく話して下さい。
- ⑤ 送迎者がいつもと変わる場合は、事前に担任へお知らせ下さい。連絡がない場合、安全上の問題で子どもを受け渡すことができませんのでご注意ください。

(5) 感染症について

抵抗力の未熟な乳幼児が集団で長時間生活する保育は、感染症が発生すると、あっという間に広がってしまいます。また、感染症は重い合併症（脳症・髄膜炎・肺炎など）を引き起こすこともあり、乳児では生命を落とすことさえあります。保育園での対策として、感染症にかかったときは、登園するにあたり**完治証明書**の提出をお願いします。（インフルエンザは規定通り）

※ 当園届に記載のある病名に関しては、医師と相談の上、必要事項を記入し提出をお願いします。

(6) 予防接種後の登園について

予防接種後は副作用を併発する危険があるため、家庭保育が望ましいです。お仕事の都合がつかない方は、登園時の摂取より、降園後の接種をお願いしたいと思います。お仕事の都合場やむを得ず登園する場合、接種後1時間ほどは状態観察し、即時型アレルギー（アナフィラキシー・ショック）などの思い副反応が起きていない事を確認し登園させてください。予防接種（全ての疾病について）を受けた場合は、その都度、保育園に接種済をお知らせください。

(7) おくすりの依頼について

- ① お子さんの体調がすぐれない時は登園は控えて頂きたいと考えておりますが、既往症のための薬の投与や、病気の回復期などに登園する場合に、保護者の申し出により薬の投与を行っています。
- ② お薬の投与を依頼する時は、「与薬連絡票」の提出が必要になります。与薬連絡票に基づいてお薬を投与致しますので、下記の注意事項をご理解の上、希望される方はご提出下さい。

「与薬について注意事項」

- ① 薬の投与は医療行為となり、本来、園ではできないことをご承知下さい。
- ② 薬のお預かりは1回分ずつです。必ず1回分量を持参し、それぞれに名前を書いてください。液状の薬は1回分を小さな容器に移して下さい。職員に手渡して下さい。（衛生的）
- ③ 薬は医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。また、市販の薬・解熱剤・座薬・鎮痛剤はお預かりできません。
- ④ その他必要な事項は連絡帳、または送迎時に直接、職員にお話し下さい。

(8) 緊急時の連絡

お子さんに万一の事があった時、必ず連絡がとれるように、第1連絡先、第2連絡先、第3連絡先を決定して下さい。入園児に提出して頂き、その後は年に1度、進級時に変更がある箇所のみ再記入して頂きますので宜しくお願いします。

(9) 園外活動や発熱などの場合の応急処置等について（以下の物を使用します。）

- ① アイス枕
- ② 冷えピタ
- ③ 虫よけスプレー

(10) ICT システムの導入について

お手持ちのスマートフォンでの登録、操作、連絡等をお願い致します。保育園の保育士からも iPad を使用しお知らせの送信、連絡長等の返信行います。（別途、詳細説明致します）

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：一般社団法人樹福社会 リトルチェリー保育園

所在地：浦添市港川2丁目5番2号 店舗2階

説明者職名：代表理事兼園長 名渡山 逸子

私は、書面に基づいて小規模保育事業リトルチェリー保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 : _____

児童氏名 : _____

保護者氏名 : _____ 印

児童から見た続柄 : _____